

静岡産業大学学部学生委員会規程

(設 置)

第1条 静岡産業大学の経営学部及び情報学部（以下「各学部」という。）に学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、各学部学生の厚生補導及び防災に関する事項を審議し、あわせてこれに関し、学部内外の連絡調整を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学生生活指導に関すること
- (2) 学生の福利厚生に関すること
- (3) 学生の文化、スポーツ等課外活動に関すること
- (4) 学友会に関すること
- (5) 学生の安全、保健に関すること
- (6) 社会人学生及び留学生に関すること
- (7) 奨学金及び特待生に関すること
- (8) 学生の賞罰に関すること
- (9) 防災計画の策定に関すること
- (10) 防災訓練の実施に関すること
- (11) 防災思想の普及、高揚に関すること
- (12) その他学生指導及び防災対策に関すること

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学生部長
- (2) 学部長が選任した専任教員 若干名
- (3) 学務課長
- (4) 総務課長

(任 期)

第5条 前条第2号の委員の任期は、原則として2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学生部長をもってこれに充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員会に副委員長を1名置き、委員長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じてその職務を代行するとともに保健センターの活動全般を統括する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長がこれを決する。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、大学事務局学務課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(改正)

第10条 この規程の改正は、大学協議会の議決を経て行う。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程の改正は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程の改正に伴い、「静岡産業大学学部防災委員会規程(平成18年4月1日施行)」

は、平成29年3月31日をもって廃止する。